

川越市優秀建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した工事を施工した受注者及び建設技術者のうち成績が優秀なものを表彰することにより、建設技術者及び施工意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 本市が発注した工事の請負契約の相手方となった者をいう。
- (2) 建設技術者 本市が発注した工事に従事した現場代理人及び主任技術者又は監理技術者となった者をいう。

(表彰の対象者)

第3条 表彰は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 優秀受注者表彰 工事を優秀な成績で施工した受注者。
- (2) 優秀建設技術者表彰 工事を優秀な成績で施工した建設技術者。

(表彰の対象となる工事)

第4条 表彰の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で、当初契約時の請負契約金額が500万円以上であり、川越市建設工事成績評定要領第2条の規定による評定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、川越市工事検査規則第4条第1項に規定する工事については、表彰審査の対象としないことができる。

(表彰の基準)

第5条 優秀受注者表彰は、前条第1項に規定する工事のうち、評定の結果が80点以上であり、かつ、次の各号のいずれかに該当し、他の工事の模範となると認められるもの又は、川越市難工事指定に規定する難工事のうち、評定の結果が当該難工事が属する第6条第2項に規定する部門の平均以上の点数であり、かつ、良好な施工をもって工事を完成したものに対して行うものとする。

- (1) 施工体制、施工状況、品質などが総合的に優れ、表彰に値する良好な取

組が認められるもの。

- (2) 工事の施工に当り技術的提案、創意工夫など特に顕著な取組が認められ、良好な施工を行ったもの。
- (3) 工事の施工に当り環境、安全などの対策を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設業のイメージアップに努めつつ、良好な施工を行ったもので、その取組が顕著と認められるもの。
- (4) 困難な施工条件への適切な対応により工事の円滑な施工がなされ、工事の能率の向上に対する取組が顕著と認められるもの。

2 優秀建設技術者表彰は、優秀受注者表彰に該当する受注者が施工した工事の建設技術者とする。

(欠格事項)

第6条 優秀受注者表彰は、表彰年度の前年度初日から表彰を実施する日までの間に次の各号のいずれかに該当する者は、表彰することができない。

- (1) 建設業法に基づく監督処分又は川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 川越市建設工事成績評定要領に基づく評定の結果が65点未満の工事を施工した場合。
- (3) その他表彰することが適当でないと認められる場合。

2 優秀建設技術者表彰は、表彰年度の前年度初日から表彰を実施する日までの間に次の各号のいずれかに該当する者は、表彰することができない。

- (1) 建設技術者の所属する受注者が建設業法に基づく監督処分又は川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 建設技術者の所属する受注者が川越市建設工事成績評定要領に基づく評定の結果が65点未満の工事を施工した場合。
- (3) その他表彰することが適当でないと認められる場合。

3 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体及び建設技術者の表彰は行わない。

(表彰の方法)

第7条 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰は、別表第1に掲げる部門ごとに毎年度1回行う。

3 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の取消し)

第8条 市長は、表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、表彰を取り消すものとする。

(1) 表彰の対象となった工事目的物の瑕疵又は法令違反が判明したとき。

(2) その他表彰したことが不相当と認められる事実が判明したとき。

(表彰候補者の推薦)

第9条 工事主管課長は、表彰候補者の選定にあたり、所管に係る工事のうちから表彰候補者を次条第1項に規定する川越市優秀建設工事表彰委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、様式第1号により行うものとする。

(委員会)

第10条 表彰候補者について、その適否を審査するため、委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、表彰の庶務を所管する部署を担当する副市長をもって充てる。

4 副委員長は、総務部長をもって充てる。

5 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 委員会は、委員長が招集し委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、表彰候補者を推薦した工事主管課長を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

11 委員長は、委員会において審査した結果を市長に報告しなければならない。

(被表彰者の決定等)

第 1 1 条 市長は、委員会の報告に基づき、優秀受注者表彰及び優秀建設技術者表彰を授与する者を決定する。

2 市長は、被表彰者及びその対象となった工事の概要を公表するものとする。

(表彰の庶務)

第 1 2 条 表彰に関する庶務は、総務部技術管理課において処理する。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 2 2 日から施行する。

(平成 2 年 6 月 2 2 日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(平成24年2月6日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

(平成25年5月1日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

(平成25年5月13日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月26日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月14日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

部門	建設工事の業種
① 土木部門	土木・ほ装・造園ほか
② 水道施設部門	水道施設(管)ほか
③ 建築部門	建築・電気・管・機械器具設備・電気通信ほか

別表第2 (第10条関係)

環境部長 産業観光部長 都市計画部長 建設部長 上下水道局長
